

第 6 章

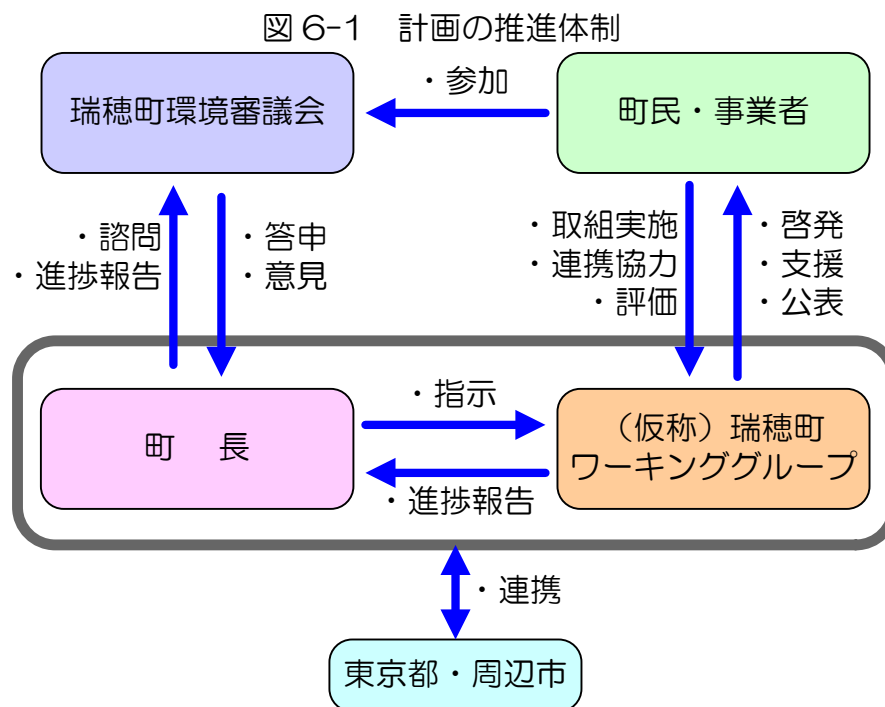
計画の推進体制と進行管理

この章では、本計画を着実に推進していくための体制や、計画の進行管理方法について示しています。

6-1 推進体制

1) 計画の推進体制の確立

町は、計画の効率的推進に向けて、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について各課間で横断的な協議を行うとともに、施策間の調整を行います。これらを効率的に実施していくため、町民、事業者を含めた推進体制を確立します。



2) 環境配慮行動の推進（町、町民及び事業者それぞれの推進）

町は、率先して環境配慮行動を実行し、計画の目的及び内容については町民、事業者、各種団体に対して普及・啓発活動などを進め、その趣旨の周知徹底に努めます。

環境事業を総合的に整備し、積極的な情報の提供を行い、町民及び事業者の参加の推進をはかっていきます。

町民及び事業者が計画の趣旨を理解し、自らの責任において環境に配慮した生活に切り替えていけるよう、家庭、学校、職場、地域など多種多様な機会をとらえ、優れた環境の保全及び新たな快適環境の創出についての教育・学習を推進します。

3) 事業者、地域、民間団体のネットワーク化

町民（個人、団体を問わず）や事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民・事業者による幅広い環境活動ネットワーク形成を支援します。具体的には、事業者や民間団体との連携による環境調査の実施、町内会・自治会や民間団体の連携による清掃活動の実施などに向けて、必要に応じて町が調整役となり、町民・事業者の自主的活動の推進を支援します。

4) 国、東京都、周辺自治体などとの協力体制づくり

計画の推進にあたっては、町を主体としながら、国や都、周辺自治体などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請して、連携しながら計画を推進します。具体的な体制については、取り組みの内容によって異なるため、計画策定以降に町民の皆さんや環境審議会と一緒に検討の上、取り組みごとに決定していきます。

5) 年次報告と財政上の措置

計画を着実に実行するため、実施施策などに関する年次報告書を作成し、公表します。また、本計画に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置や、その他の措置を講ずるものとします。



6-2 進行管理

1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況の確認方法は、計画自体の進捗状況、町の施策の実施状況及び町民・事業者の取り組み状況でそれぞれ異なります。

(1) 町の施策の実施状況

町の施策については、第4章にある町の取り組みから抽出した 20 項目を計画の目標として設定し、目標の達成を目指していきます。

表 6-1 計画の目標（1）

望ましい環境像	町の取組・目標
さわやかな空気、清らかな大地、みんなが安心して暮らすことのできるまちを創るために	公用車の低公害車への転換を進めていきます。 ※低公害車率 (平成 25 年度：13% 平成 30 年度：30%)
	大気環境調査を実施し、環境基準を超過することなく、良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。 (平成 25 年度：環境基準値以内 平成 30 年度：環境基準値の維持)
	公共下水道の普及を推進していきます。 ※下水道普及率 (平成 25 年度：96.7% 平成 30 年度：98.0%)
	水質環境調査を実施し、環境基準を超過することなく、良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。 (平成 25 年度：一部項目で環境基準値超過 平成 30 年度：環境基準値の達成)

表 6-2 計画の目標（2）

望ましい環境像	町の取組・目標
豊かな緑、多様な生き物、みんなが共存できるまちを創るために	市街地の貴重な緑を保全するため、保存樹林地や保存樹木の指定、助成を継続していきます。 ※保存樹木数 (平成 25 年度：30 本 平成 30 年度：47 本)
	公園などの拡充やポケットパークを整備していきます。 ※都市公園などの管理 (平成 25 年度：179,423 m ² 平成 30 年度：182,000 m ²)
	生垣による緑化を普及啓発していきます。 (平成 25 年度（累計総延長）：726m 平成 30 年度：1,000m)
	小中学校の校庭芝生化を推進していきます。 (平成 25 年度：3 校 平成 30 年度：全 7 校)
	毎年、残堀川の水生物調査を実施し、調査結果を情報提供していきます。
	外来種*や生態系を乱す恐れのある生物についての情報を提供していくとともに、計画的に捕獲し、自然の生態系回復を図ることの重要性を啓発してきます。

*外来種：P133

表 6-3 計画の目標 (3)

望ましい環境像	町の取組・目標
歴史と文化を大切に、みんなが楽しく暮らせるまちを創るために	全町一斉清掃の継続実施により、町の美化を図っていくとともに、町民の美化意識の高揚を図っていきます。 (平成 25 年度：5,872 人 平成 30 年度：6,300 人)

表 6-4 計画の目標 (4)

望ましい環境像	町の取組・目標
地域から地球へ、みんな地球を守っていくまちを創るために	「瑞穂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量の減少に努めます (平成 25 年度：1,995,246kg-CO ₂ 、平成 28 年度：1,828,596kg-CO ₂)
	公共施設の建設にあたっては、自動照明設備や太陽光などの新エネルギーを導入していきます。
	道路照明灯や防犯灯のLED化を進めていきます。 (道路照明灯 平成 25 年度：0% 平成 30 年度：60%) (防犯灯 平成 25 年度：8% 平成 30 年度：83%)
	ごみの減量を推進し、町民 1 人 1 日当たりのごみの排出量を減少していきます。 (平成 25 年度：941g 平成 30 年度：788g)
	資源の再利用を進めていきます。 ※総資源化率 (平成 25 年度：33.7% 平成 30 年度：40.2%)
	不法投棄防止禁止看板の設置や土地所有者への配布、環境パトロールによる巡回監視を行い、不法投棄の防止に努めていきます。 ※環境パトロールによる路上放置物の回収量 (平成 25 年度：5,383kg 平成 30 年度：5,100kg)
	(仮称) 瑞穂町グリーン調達推奨ガイドの策定に取り組み、更なる温室効果ガス排出量の減少に努めます。(平成 27 年度中に策定)

表 6-5 計画の目標 (5)

望ましい環境像	町の取組・目標
みんな考え、みんなで行動するまちを創るために	広報みずほやホームページなどにより、環境に関する様々な情報を提供していきます。
	自然環境をテーマにした啓発事業、企画展や講演会など町民の自然環境学習に触れる機会を提供していきます。

(2) 町民・事業者の取り組み状況

町民・事業者の取り組み状況は、イベントへの参加者数（全町一斉清掃、フリーマーケットなど）については毎年確認できるものの、例えば省エネ行動の実施状況は、アンケート調査を行わなくては把握できません。そのため、これらの内容に関しては適切な時期に、アンケート調査を実施し、把握していくものとします。

○町民・事業者の取り組み状況の確認

- ・参加者数などを統計的に把握できるものは毎年、確認します。
- ・意識、行動などに関わる部分は適切な時期に、アンケート調査により把握するものとします。

2) 計画の進捗状況の公表、見直し

計画の進捗状況及び施策の実施状況に関しては、毎年、環境審議会へ報告するとともに広報みずほやホームページなどを利用して町民・事業者へも報告していきます。

環境審議会では、毎年の報告を受け、強化すべき点などの指摘を行うとともに、5年に1度程度、町民の取り組みも含めた結果が提示される際は、具体的な見直し方針を指示します。

これを受け、事務局である環境課では、ワーキンググループとの調整も含め、実施施策の見直しなどについて検討していきます。

このように PDCA サイクルを適用し、取り組み内容を5年程度でローリングしていくことで、より実効性の高いものにしていきます。

図 6-2 PDCA サイクル



